

学 則

- 第1条 研修の目的
社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）により、わが国の急速な高齢化の進展の中で、介護サービス基盤強化のため、すぐれた技術と人間性を兼ね備えた介護人材を育成し、地域社会の福祉の増進に寄与することを目的とする。
さらに、介護職員等による喀痰吸引等の実施が制度化されたことから、特別養護老人ホーム等の施設・事業所、居宅等において、必要なケアをより安全に提供するため、適切に喀痰吸引等を行うことができる介護職員を養成することを目的とする。
人とかかわるきっかけと福祉に興味を持つきっかけづくりとなり、まち全体が人にやさしく、そして元気になるまちを目指す。
- 第2条 研修の名称
元気なまちあしべつ・介護福祉士実務者研修
- 第3条 実施場所
社会福祉法人芦別慈恵園
〒075-0036 北海道芦別市旭町 28 番地
TEL:0124-22-2566 FAX:0124-22-1482
- 第4条 修業年限
6 カ月
ただし、社会福祉士及び介護福祉士法施行規則第21条第3号イからトに掲げる者につき1カ月以上とする。
- 第5条 受講定員、学級数
定員：10名
学級数：1
- 第6条 研修内容、履修方法
(1) 研修内容：
実務者研修のカリキュラムは、社会福祉士養成施設及び介護福祉士養成施設の設置及び運営に係る指針について（平成20年3月28日付厚生労働省社会・援護局長通知）の別添2「介護福祉士養成施設の設置及び運営に係る指針」の別表5（法第40条第2項第五号の介護福祉士養成施設関係）のとおりとする。医療的ケアの科目については、同指針の別表1（法第40条第2項第一号の介護福祉士養成施設関係）の留意事項のとおりとする。また、喀痰吸引等の基本演習については、平成23年介護福祉士によるたんの吸引等の実施のための研修事業実施要領に準じ執り行う。
(2) 履修方法：
通信課程
(3) 通信地域：
全国
- 第7条 休業日
営業は、月曜から金曜日の9：00から18：00
休業は、土日。年末年始は12月31日から1月4日まで
- 第8条 受講時期
5月1日
- 第9条 受講資格
一般公募型による実務者研修受講希望者（介護の実務経験は問わない）

第 10 条 受講者の選考
受講者が定員に達した段階で締め切る。

第 11 条 入学手続き
・ 募集期間：研修開始の 2 カ月前
・ 申込方法：来園、FAX、郵送かホームページで申し込み。
・ 受講料納入方法：申込後に指定の期日までに金融機関へ振込にて納入。なお、指定の期日までに受講料が振り込まれないときには受講できない場合がある。また、納入後の受講料返金はいりません。

第 12 条 卒業、休学、退学
(1) 卒業
所定の科目や課題をすべて受講後、修了証をもって卒業とする。
(2) 休学
如何なる時も休学は認められない。
(3) 退学
1. 受講者が退学しようとする時は、所定の退学届を提出すること。
2. 受講者が当校の定める諸規定を守らず、または受講者の本分にもとる次の行為のあった時には、退学を命ずることがある。
① 学習意欲が著しくかけ、修了の見込みがないと認められるもの。
② 研修の秩序を乱し、その他受講者としての本分に反したもの。

第 13 条 学習の評価
本研修は、通信学習とスクーリングにて学習を行う。

- (1) 通信学習
通信学習は、教材テキストで学習を行う。
郵便またはインターネットを使い課題を提出し評価を受ける。
本研修の修了認定は第 6 条 (1) 研修内容に定めるすべて終了する必要がある。
- (2) 学習の評価
科目の修了は次の項目を満たす必要がある。
① 通信学習の課題を提出する。
② スクーリング学習及び演習の規定日数の 2/3 以上に出席しなければならない。
③ 科目ごとに行われる試験で評点 B 以上の判定を得る。
- (3) 評点について
試験は評点 A (90 点以上)、評点 B (89～70 点)、評点 C (69～50 点)、評点 D (49～30 点)、評点 E (29 点以下) の 5 段階で評価する。

評価	点数	合格判定
評価 A	90～100 点	合格
評価 B	70～89 点	
評価 C	50～69 点	不合格
評価 D	30～49 点	
評価 E	0～29 点	

- (4) 再試験
評点 C 以下に判定されたものは再試験を受けなければならない。

(5) 他研修の修了認定

地域の団体等で実施されている研修であって、一定の内容・質が担保されているものを修了した場合においては、「社会福祉士及び介護福祉士法施行規則等の一部を改正する省令の施行について（介護福祉士養成施設における医療的ケアの教育及び実務者研修関係）」（平成23年10月28日付け厚生労働省社会・援護局長通知）及び「実務者研修認定ガイドライン」により、実務者研修の相当する科目について履修、修得したものとみなし、修了認定することができる。

【新】

モジュール (提出回)	科目	保有資格					
		訪問介護員 1級	訪問介護員 2級	訪問介護員 3級	介護職員基礎 研修 修了	初任者 研修 修了	無資格
モジュール A	A-1：人間の尊厳と自立	免除	免除	免除	免除	免除	履修
	A-2：社会の理解Ⅰ	免除	免除	免除	免除	免除	履修
	A-3：社会の理解Ⅱ	免除	履修	履修	免除	履修	履修
モジュール B	B-1：介護の基本Ⅰ	免除	免除	履修	免除	免除	履修
	B-2：介護の基本Ⅱ	免除	免除	履修	免除	履修	履修
モジュール C	C-1：コミュニケーション技術	免除	履修	履修	免除	履修	履修
	C-2：生活支援技術Ⅰ	免除	免除	免除	免除	免除	履修
	C-3：生活支援技術Ⅱ	免除	免除	履修	免除	免除	履修
モジュール D	D-1：介護過程Ⅰ	免除	免除	履修	免除	免除	履修
	D-2：介護過程Ⅱ	免除	履修	履修	免除	履修	履修
モジュール E	E-1：こころとからだのしくみⅠ	免除	免除	履修	免除	免除	履修
	E-2：こころとからだのしくみⅡ	免除	履修	履修	免除	履修	履修
モジュール F	F-1：発達と老化の理解Ⅰ	免除	履修	履修	免除	履修	履修
	F-2：発達と老化の理解Ⅱ	免除	履修	履修	免除	履修	履修
モジュール G	G-1：認知症の理解Ⅰ	免除	履修	履修	免除	免除	履修
	G-2：認知症の理解Ⅱ	免除	履修	履修	免除	履修	履修
モジュール H	H-1：障害の理解Ⅰ	免除	履修	履修	免除	免除	履修
	H-2：障害の理解Ⅱ	免除	履修	履修	免除	履修	履修
モジュール I	I-1：医療的ケア	履修	履修	履修	履修	履修	履修

第14条 受講料内訳

(1) 受講料（テキスト代を含む・税込）

- ①50,000円（無資格者）
- ②32,500円（介護基礎研修・介護職員初任者研修・ヘルパー1、2級取得者）

(2) 補講代（税込）

研修の一部を欠席したもので、やむを得ない事情があると認められるものについては補講を行い、当該時間を修了したものとみなす。

なお、補講の場合は1時間につき3,000円を受講者の負担とする。

- 第15条 教職員の組織
- ・施設長 1名
 - ・教務主任 1名
 - ・専任教員 1名以上
 - ・事務担当者 1名以上

- 第16条 個人情報の取扱い
- この実務者研修で知り得た受講者の個人情報は他で使用することはない。

(附則)

本学則は、令和2年5月1日より施行する。
令和4年5月1日 一部改正

開講実績

	開講実施日	受講数	修了者数	のべ修了者数
第1回	R2.5.1~R2.10.31	7名	7名	7名
第2回	R3.5.1~R3.10.31	10名	10名	17名
第3回	R4.5.1~R4.10.31	10名	10名	27名
第4回	R5.5.1~R5.10.31	7名	7名	34名
第5回	R6.5.1~R6.10.31	10名	9名	43名
第6回	R7.5.1~R7.10.31	6名	6名	49名